

伊丹市都市景観形成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市都市景観条例（平成18年条例第41号。以下「条例」という。）第35条第1項及び第2項の規定に基づき、都市景観の形成のために必要な行為を行うものに対し、都市景観形成助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び兵庫県の古民家再生促進支援事業実施要領において使用する用語の意義の例による。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる行為とする。

- (1) 一般タイプ 次に掲げる要件のいずれかに該当する行為
 - ア 景観重要建造物（景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項の景観重要建造物をいう。以下同じ。）の外観の維持及び保全に係るもの
 - イ 景観重要樹木（法第28条第1項の景観重要樹木をいう。以下同じ。）の維持及び保全に係るもの
 - ウ 都市景観形成建築物の保全整備で、条例第31条の規定による保全整備計画に適合するもの
 - エ 重点区域（条例第9条の重点区域（伊丹郷町地区を除く。）以下同じ。）における高さ15メートル以下の建築物等の新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え又は外観の色彩の変更で、景観計画に定められた当該区域の景観の形成の方針及び基準並びに行為の制限に関する事項に適合するもの
 - オ 重点区域における屋外広告物の整備で、景観計画に定められた当該区域での屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合するもの
 - カ 法第81条の規定により締結した景観協定で定めた区域における屋外広告物の整備（その行為を除く。）で、同条第2項ホの基準に適合するもの
 - キ 重点区域における空地（20平方メートル以上の空地に限る。）の整備で、従前の都市景観形成道路沿道の地域景観を再形成するもの
 - ク アからキに掲げるもののほか、木竹の植栽その他で、市長が都市景観の形成のため特に定めるもの
- (2) 古民家再生促進支援タイプ（県随伴型） 次に掲げる要件を満たす改修工事
 - ア 兵庫県が実施する古民家再生促進支援事業（以下「県事業」という。）の採択を受けた住宅又は受ける見込みの住宅
 - イ 景観重要建造物又は都市景観形成建築物
 - ウ イに掲げるもので、改修内容が建築物の価値を損なわないもの

- エ 地域等との連携が図られ、持続可能な活用が見込まれると認められるもの
- オ 一定の耐震性を確保するもの
- カ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他関係法令を遵守するもの
- キ 改修の後、地域交流施設等の地域の活性化に資する用途に10年以上活用されるもの

（助成金の交付対象者）

第4条 助成金の交付の対象となる者は、前条各号に掲げる行為を行うもので当該保全整備等を行う事について権限を有する者とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、毎年度の予算の範囲内において、別表第1及び別表第2に掲げる対象物及び経費の種別に応じて、同表に定める助成率により算出した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は助成限度額のいずれか低い額とする。

2 前項の助成金の額（国の社会資本整備事業の採択を受けたものは国からの交付金を受ける額を差し引いた額。）と同一敷地内の交付対象における当該申請から過去20年間においてこの要綱による助成金の交付を受けた額との合計は、300万円（景観重要建造物にあつては、500万円）を超えないものとする。

（助成金の交付の申請）

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ、都市景観形成助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別表第3に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、都市景観形成助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金の交付を決定しなかつたときは、その旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更、中止又は廃止）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書に記載した事項を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに、変更の場合は都市景観形成助成金申請事項変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）に、中止又は廃止の場合は都市景観形成助成金交付対象行為の中止（廃止）申請書（様式第4号）にそれぞれ別表第3に定める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めるときは、その旨を都市景観形成助成金申請事項変更承認通知書（様式第5号）又は都市景観形成助成金交付対象行為中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第9条 交付決定者は、助成金の交付決定に係る行為について当該行為の経費の額に変更が生じる場合は、直ちに、都市景観形成助成金変更交付申請書（様式第7号）に別表第3に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を審査し、助成金の変更を決定したときは、都市景観形成助成金交付決定変更通知書（様式第8号）により、助成金の変更を決定しなかったときは、その旨を記載した文書により申請者に通知するものとする。

（行為完了の報告）

第10条 交付決定者は、助成金交付決定に係る行為を完了したときは、速やかに都市景観形成助成金交付対象行為完了報告書（様式第9号）に別表第3に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る行為の内容が助成金の交付決定の内容に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、都市景観形成助成金交付額確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 助成金の請求は、助成対象行為が完了した日から30日以内又は当該年度の3月末日までのいずれか早い日までに、都市景観形成助成金請求書（様式第11号）に、別表第3に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

（助成の対象の適正管理）

第13条 助成の対象となった建築物等、空地、木竹又は屋外広告物について権利を有する者は、当該建築物等、空地、木竹又は屋外広告物の適正管理に努めなければならない。

2 古民家再生促進支援タイプ（県随伴型）における助成金の交付を受けた者（以下「古民家再生事業者」という。）は、助成金の交付対象の古民家再生に係る建築物の改修工事の完了の日から10年の間、事業完了の翌年度及び翌年度から3年ごとの12月20日までに、当該事業に係る活用状況について改修建築物活用状況等報告書（様式第12号）に別表第3に定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

3 古民家再生事業者は、事業の完了の日から10年の間に助成の対象となった建築物の用途を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長と協議して同意を得なければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合は、その旨を都市景観形成助成金交付決定取消通知書（様式第13号）により、当該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 市長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期間を定めてその返還を求めるものとする。

（細則）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第3号の規定は、別に定める日から施行する。（「伊丹市都市景観形成助成金交付要綱の一部の施行期日を定めることについて」により、平成2年3月1日施行）

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年1月17日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の伊丹市都市景観形成助成金交付要綱の規定は、平成17年1月17日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為に係る助成金については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の伊丹市都市景観形成助成金交付要綱の規定は、平成18年12月1日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為に係る助成金については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。